

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成28年度第2回松阪市特別職報酬等審議会
2. 開 催 日 時	平成29年2月2日（木）午前9時30分～午前11時00分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟2階 第3委員会室
4. 出席者氏名	（委員）◎ 岩崎恭彦、小山利郎、高畑明弘、西原久雄、伊藤暁 広、田中かおり、尾崎俊介、加藤恭子（◎会長） （事務局）総務部長 中出繁、総務部次長 家城斉和、職員課長 松 山吉仁、職員課長補佐 若山幸則、職員課給与厚生係長 小山賢司、 議会事務局次長 刀根薫（途中出席）
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0人
7. 担 当	松阪市総務部職員課 TFL 0598-53-4327 FAX 0598-26-4030 e-mail syo.div@city.matsusaka.mie.jp

### 事項

1. 議事
2. その他

### 議事録

別紙

## 平成28年度第2回特別職報酬等審議会議事録

平成29年2月2日 午前9時30分

市役所議会棟2階第3委員会室

【出席委員】岩崎会長、小山委員、高畑委員、西原委員、伊藤委員、田中委員、尾崎委員、加藤委員

【事務局】中出総務部長、家城総務部次長、松山職員課長、若山職員課長補佐、小山給与厚生係長、刀根議会事務局次長（質疑に対する説明のため途中出席）

### 【議事録】

（事務局：松山）おはようございます。それでは定刻になりましたので、ただいまより第2回松阪市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。

なお本日の出席委員は8名中8名、皆様ご出席でございます。本審議会条例第5条第2項の規定により、本会議が成立していることを報告いたします。それでは議事進行につきましては会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

（会長）皆様おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。前回に引き続き審議してまいりたいと思っておりますので、活発なご議論どうぞよろしくお願いいたします。では資料の確認から始めてください。

（事務局：小山）失礼いたします。本日資料のほう、何枚かお配りさせていただいております。まず「審議の論点について」という資料ですが、これも前回会長に整理いただきました本日の審議の論点について、1枚のペーパーにまとめさせていただいたものでございます。それから、「県内各市のラスパイレス指数及び平均年齢・平均給与月額等（一般行政職）」という資料、それから、「松阪市定員適正化方針」、それから「県内各市の特別職の報酬手当等について」、前回の審議にご質問等にごございました中で、資料のほうを改めてつくらせていただいたものでございます。

まず、前回職員の人件費に関するご質問がございました。全体予算のうちの人件費が占める割合につきまして今どの程度とかいうところにつきましては前回財務課長より、一般会計ベースで回答をさせていただいたところがございますが、1人当たりの人件費という観点から、一般職の給与水準についての補足の説明をさせていただきます。

本体資料1ページにも記載をさせていただきましたが、ラスパイレス指数についての説明をさせていただきます。このラスパイレス指数といいますのは国家公務員の給料水準を100とした場合に、地方の各団体がどれくらいのレベルかというふうなことを表す指数でございます。松阪市のラスパイレス指数に見いただきますと、本年度99.0という数字になっております。全国の都道府県や特別区などを含む、地方公共団体の平均は99.3、また全国の市だけの平均につきましては、こちらに記載はないんですが、99.1となっております、松阪市はそれよりもやや下回って

おるところでございます。また県内で見ましても、14 市中 10 番目で順位的にあまり高くない状況になっているところでございます。

また、給料に扶養手当や住居手当、時間外手当等の手当等を含めた、給与の平均月額につきましてですが、表中の「平均給与月額A+B」という欄をご覧くださいますと、松阪市は平均 38 万 4931 円となって、職員の年齢構成によって上下する部分もございしますが、これも、県内で見た場合に 14 市中 10 番目というふうになっております。

一般職の給与水準が必ずしも特別職のそれと連動するものとは言いませんけども、一つの参考という形でお示しをさせていただきました。

(事務局：若山) 引き続きまして、前回の審議会の中で、職員数のご質問が出たと思います。職員数に関しましては、これも直接、市長、副市長等の報酬の議論とは少し離れるところでございますけども、この機会をいただきまして、改めて私どもの市職員の定員の推移、あるいは現状等を少しご説明をさせていただきたいと思っております。

少し説明させていただくに当たりまして、お手元にある資料の「松阪市定員適正化方針」という資料、この方針に沿って、少しご説明させていただきたいと思っております。

まず、方針の 2 ページをご覧ください。

前回少しご説明をさせていただいたんですけども、合併した直後以降、平成 17 年 4 月 1 日を起点としまして、実は 10 年間で約 300 人程度の職員を削減するというような目標を掲げて、この 10 年間定員の削減の取り組みを進めてまいりました。

その概要がこの 2 ページのところに載っております。

特に、10 年間で 300 人というところがございますが、具体的な数値目標を挙げまして、平成 17 年 1 月 1 日現在から、平成 22 年ベースで約 128 人以上の削減という具体的な目標を掲げて取り組みを進めてまいりました。

3 ページのところをご覧ください。

その上段のところでございますけども、平成 17 年 4 月 1 日の職員数を基本として、平成 22 年 4 月 1 日現在で 128 人以上の職員削減に取り組むという目標を掲げまして取り組んできた結果、平成 22 年 4 月 1 日時点で 215 人の職員削減に取り組むことができたというような実績がございます。それを含めまして、平成 17 年から平成 26 年度までの職員の削減の状況を示したものが 3 ページの下の方でございます。実は平成 17 年の職員数というのが 1654 人でございます。前回皆様にご提示させていただいた職員数、これ最新の職員数でたしか 1849 人という職員数でございました。実はこの 1654 人というのは市民病院、この病院の医療職、看護職、あわせて事務職で、このものに関しましては、合併当時やはり直接人の命に携わるということで、この病院、市民病院には対象外として、その他の職員数を一つの基準として、削減に取り組もうというような形で、これらの人数を外してございます。ということで、実際のこの人数、定員、前回お示しさせていただいた人数とは少し異なった算定方法で、まずスタートしているところがございます。平成 17 年度は 1654 人でスタートさせていただきまして、主に平成 22 年度までは 3 分の 1 採用というような形で、削減を続けてまいりました。そこで、平成 22 年度には 215 人の削減ということで、平成 22 年度ベースでは 1439 人の職員数というような形でございます。平成 22 年度以降に関しましては、その時々々の行政需要に伴いまして、少し、その 3 分の 1 採用を緩めまして、必要などこ

ろには必要な人員を配置するというようなところで、この表の真ん中の採用率というのがございますが、平成 23 年度以降は約 7 割から 8 割、最終年度 9 割ぐらいというようなところで職員削減の取り組みを進めてまいりまして、平成 26 年度ベースでは 268 人、平成 27 年度では人 270 人の職員を削減してきたというような経過がございます。

続きまして 4 ページをご覧ください。

前回、ご議論の中で、前回の資料を提示させていただいた中で他市と比べて、人数が多いのではないか、あるいはその職員数というのは、実はその、人口それから産業構造だけでなくそれぞれの市の面積等によってもやはり随分考慮するものではないかというようなご議論がございました。この 4 ページに示させていただきましますのは、その類似団体との比較による本市の現状というものでございます。実は、先般の資料の中で、類似団体というのが、14 市たしかあったと思います。これは最新の類似団体の数でございます。これはちょっと抜本的な見直しがありまして、類似団体というのが随分減ってございます。4 ページのほうのとこ下の段のところでございますけども、方針をつくった際には平成 25 年 4 月 1 日現在で、松阪市と同じ類似団体というのは実は 52 市ございました。その市がその括弧の中に示してある市の数でございます。

それをもとにしまして、実際の私どもの松阪市の職員がどのような、類似団体と比較して少ないのか、あるいは多いのかというのを示したのが 5 ページの図になります。

5 ページをご覧ください。

上の図でございますが、主に類似団体との職員数の比較、これは普通会計部門というのを基準にして比較したものでございます。松阪市職員を A、類似団体の平均、先ほどの 52 市の平均をとったものが B、超過数は A から B を引いたものでございます。超過率というのが、A 分の C というような形でございます。ここの表で言えることなんですけども、全体としましては、下の合計のほうを見ていただきますでしょうか。類似団体と比較しましては約 67 人、5.4% 多い状況というふうになってございます。内訳としましては、特に福祉関係の民生費、それから、清掃業務などの衛生部門というのが非常に多いというような形になっております。その他農林水産部門、あるいは教育委員会も、類似団体と比べると職員数が多いというような傾向がございます。一方で、土木部門に関しましては、類似団体と比べると、職員数が約 28.8% 少ないというような特徴がございます。その下の段の表をご覧ください。この普通会計部門に加えまして、公営会計部門というのがございます。私どもでは、水道と下水道というのが、それに当たるわけでございますけども、この水道と下水道を比べますと、水道に関しましては 1 人今少ないと、下水道に関しましては 3 人プラスというような形で、ほぼ類似団体と変わらないような状況になってございます。前回の審議会でご提示させていただきました資料の 1849 人、この内訳は普通会計部門と公営企業会計部門と、それから、最後に、病院の医療職、それから技術職、看護事務職を加えた数が 1849 というような内訳になってございます。最近の動向をちょっと少し紹介させていただきますと、普通会計部門、公営会計分合わせた職員数というのは年々減っております。それに対して、病院の本体の数というのがやはり医療関係の充実、質の向上ということもありまして、人数が増えているというような構成になっております。

続きまして、6 ページをご覧ください。

このページは、先ほどの類似団体、52 市あるうちの面積要件を基準として、その職員数を比較した表でございます。上段が松阪市とほぼ似通った面積の市を類似団体から集めたもの、それに

対しまして下の参考は、同じ類似団体の中でも面積が狭いものを集めたものというような形でございます。特に人口1万人当たりの職員数のほうに着目してご説明させていただきます。まず上段の松阪市の面積は623.77平方キロメートルでございますが、この類似団体の中でこれ似通ったものというのは、帯広市、東広島市、都城市、周南市、津市というようなものがございます。このような面積と同じ市域の面積が似通っている類似団体と比較しますと、人口1万人当たりの職員数では、私どもの松阪市が72.84人、帯広が73.57、東広島が79.46、都城市が76.36、以下周南市79.06、津市79.72というような形になってございます。ということで、面積が同じようなところを集めますと、ほとんど似通った形というような形でございます。その中でも若干松阪市としては、少ない人数ではないかというような形になっております。その一方で、面積の少ないところのほうです。例えば三鷹市ですとか、東村山市、それから浦安市、小平市、習志野市、それから調布市というようなところでございますが、やはり人口1万人当たりの職員数というのは、三鷹では52.46、東村山市で48.93、浦安は78.38と、私どもより多い数でございますが、小平では46.35、習志野は76.75、それから調布では52.64というような形になってございます。やはり総じて、この方針をつくるときに調べさせていただいた傾向としましては、やはり市域が広いところの自治体に関しましては、やはりそれ相応の職員数を必要としているのではないかというような傾向があるということがわかってございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

先ほど、平成17年度から10年間かけて、実際には270人の職員を削減したというところでございますが、当然この本庁内の職員も削減をしたということでございますが、この7ページの下段におきましては、特にこの嬉野・三雲・飯南・飯高の4つの振興局の人員のあり方と推移というのを示したものがこの表でございます。平成17年度時点では、嬉野・三雲・飯南・飯高のそれぞれの振興局で215名の職員がいたということでございます。それで10年間かけまして、平成26年度には140人ということで、約34.8%の削減を実際にしてきたというような実績でございます。ただこのそれぞれの振興局に関しましては、教育事務所とか上下水道、給食センターと幼稚園、保育園は除いてございます。

以上が平成17年度以降、約10年間の職員の削減あるいは定員のあり方の推移、それから、類似団体、ほかの団体と比べてときに、松阪市はどのような状況なのかということをご説明をさせていただきました。あわせて、今後の定員のあり方というのもこの方針では示してございますので、そこもあわせて説明をさせていただきたいと思っております。

16ページをご覧ください。

16ページはこの定員適正化の基本方針というところでございます。まずその2番目でございますが、先ほども申し上げましたとおり平成27年度から10年間かけて、270人を削減したということで、この方針は平成27年4月1日を基準として、今後5年間の定員のあり方の方向性を示したものでございます。3番の定員適正化の方針という1番をご覧ください。1番、正規職員数は、持続可能な行政経営を実現を基本とし、より慎重に管理をしていくというようなものでございます。基本的には今の定員数を基準として、この5年間は、これをベースとして慎重に管理していくというような内容でございます。2番に関しましては、行政改革による余剰人員を新たな業務サービス部門に集中的に投入するというところでございます。職員数というのは基本的にはこの5年間、おおむね、現状維持で推移していくと。ただし、この5年間のあいだでもさまざまな行政

需要それから新たなサービスを持つ業務もたくさんございます。そこら辺のところに人員を投入するということに関しましては、やはりその行政改革をあわせて進めて、その中で出てきた余剰人員をそちらのほうに回すというような形で、私どもの定員適正化方針は行革とセットで進んでいくというようなことを示したものでございます。

続きまして17ページをご覧ください。

職員採用の点を示したものが3番でございます。将来に向けて安定的な組織運営を図っていくため職員採用は平準化します、というものでございます。職員採用におきましては、その年その年の職員のあり方をもちろんのこと、基本的には、今後10年間の退職者数を勘案して、できるだけ平準化をして、職員を採用するというのも合わせ持って配慮するということを示したものが、この3でございます。以降4番目に関しましては、再任用職員、私どもは定年後5年間、再任用職員という形で先輩方の経験を生かしてという形で取り組みを進めておりますが、特に再任用職員の経験・知識を各職場で発揮できるように再チャレンジ意識の向上ということを重点的に取り組んでおります。最後5番目でございますが、職員の数の問題とあわせ持って職員個々の能力を向上させていくということも非常に重要ということでございまして、職員一人一人の能力開発意欲の向上を図っていくというような形で、人材育成基本方針というのが一方でございますので、それとリンクした形で職員個々の能力開発意欲の向上を図っていくことを示したものが5番目でございます。

(4) としましては、各年度の定員管理につきましては、この基本方針をベースとし、年度年度で、各部局のヒアリングを行って、業務量に応じて必要な人数を見積もった上で、職員採用に努めているというような形でございます。

少し長くなりましたが、以上で定員管理関係の説明を終わらせていただきます。

**(事務局：小山)** 県内各市の特別職の報酬・手当等についての資料をご覧ください。

今年度、県内の各市で報酬審議会を開催したところ、しなかったところについてまとめさせていただいております。まず今年度開催がありましたところにつきましては、津市、四日市市、鈴鹿市で、桑名市につきましてはこの2月に開催する予定というふうになっております。答申が出ている内容ですが、津市、四日市市、鈴鹿市につきましては、報酬引き上げについては無しというふうになってございます。

それから、期末手当の引き上げにつきましてですが、その右のほうに各市の状況をまとめさせていただいております。鈴鹿市につきましては、答申のほうでは期末の引き上げ0.1月というふうになってございましたが、市長の判断で期末手当の改定については見送っておるというふうになってございます。

そういった状況ですのでよろしくお願いたします。

**(会長)** 本日の審議の進め方ですけど、審議の論点について整理していただいた、1枚の紙がございまして、後ほどこの論点の一つ目二つ目三つ目について、それぞれ皆様からご意見を賜ればと思っております。それに先立つ形でただいま事務局から説明のあった各資料について、ご質問等ございましたら、承りたいと思います。

最初のほうの資料については、一般職職員の方の給与水準ですとか、あるいは定員管理のあり

方についてのご説明で、直接今回の特別職の報酬のあり方について影響を及ぼすようなものではありませんが、前回の審議の中で、話題に上がったということでご説明いただいたものと思います。他方で、最後にご説明のありました、県内各市の特別職の報酬手当等については、これについては、直接的にもこの審議会の参考になろうかと思しますので、こちらもご覧いただければと思います。この、資料3点につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらよろしくです。いかがでしょうか。

では私のほうから少し、最後の県内各市の特別職の報酬、手当等についてご説明について、津市、四日市それから鈴鹿市について、既に答申が出ているということで、報酬の引き上げについて無しとされた、期末手当の引き上げについては0.1月分とされた、それぞれの根拠をどういうような考え方で整理されているかについて、ご説明いただけますか。

(事務局：小山) 各市の引き上げに関する、こういった根拠で引き上げたかというところについての内容について確認をいたしておりません。

それから津市、四日市市につきましては答申の中では期末手当分については含まれておりません。鈴鹿市については答申の中で引き揚げるというふうな部分が含まれております。

(会長) わかりました。この期末手当の部分については、先般の人勸を意識したものでプラス0.1ということになっている、だいたいそういう理解でよさそうですか。

(事務局：小山) そうです。市長、副市長、教育長については、0.1月、議員につきましても0.1月というのは、人事院勧告に準じた形の改正であろうかとは思いますが。

(会長) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(加藤委員) すいません、先ほどと一緒の資料なんですけれども、桑名市の場合は、2月に開催があるということで、報酬の引き上げのところは空欄になっていますけれども、期末手当のほうには既にプラス0.1というふうに入っているんですけど、これはもう2月、今日はまだ2日なんですけど、昨日とかでもう決まってしまったということなんですか、それとも報酬のところは書いていないし、ここら辺をちょっと教えていただけますか。

(事務局：小山) はい、すいません。桑名市につきましては報酬審の開催がこの2月ということなんですけど、他の市も、開催がないところについて期末手当の引き上げ等についてあるところがございます。それはもう既に11月議会のほうで各市、報酬審とはもう、審議しない部分で、人事院勧告に準じて改正を行っておるといところでございます。

(会長) はい、よろしいでしょうか。

(加藤委員) ありがとうございます。

(西原委員) 松阪市では過去に5年間ほど審議会が開催されなかったということがあったかと思うんですが、この名張市以下は審議会が28年度は開かれてないということなんだろうが、審議会そのもののそういう制度というかそういう採り入れてない市もあるということですか。

(事務局：小山) 報酬の引き上げをする場合に当たっては、報酬審議会に諮問をして意見を伺うという形になろうかと思いますが、これらの市については各市の市長のほうから今年度については、そういった諮問がなかったというところであろうかと思います。

(西原委員) 市長判断で云々ということも、市によってはあるというようなことですか。

(中出総務部長) 私のから少しお答えさせていただきたいと思います。実は松阪市でも、何年間か、報酬審議会を開いてない時期がございました。この報酬審議会は市長からの諮問によって開かれるものでございます。諮問がない限りは開かれなところかなというふうに思っています。ただ一方で、この報酬を変えようとするときにはご意見を聞かなければいけないことになってございますので、もともと、引き上げ・引き下げをしないという、各首長さんの判断があるということであれば、諮問しないということになろうかと思いますが、一方で、変えたい、あるいはどういう水準がいいのかご議論いただきたいという場合には、諮問をさせていただいていろんなご意見をいただくということかなと思いますので、各市とも諮問されれば開くことになっておりますので、審議会がないということは、松阪市と一緒に、ないと思いますけども、諮問する状況にあるかないかというところで、いろんなご判断があるのかなというふうに思っております。

(会長) よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

(高畑委員) 先ほど、加藤委員の質問の回答に対して、市長、副市長、教育長の賞与支給月数は審議しないと、桑名の場合は、そういう回答だったと思うんですけども、津市、四日市というのは4.3にするという答申が既に出ているんですか。どうなんですか。

(中出総務部長) これはちょっと、今おっしゃられた以外の市のことにもなりますけども、期末手当だけの変更ということであれば、これは必ずしも報酬審議会のほうに諮問しなければいけないということではございません。松阪市においても、期末手当だけの変更というときには、諮問をせずに、条例の改正をお願いしたということも、何度かございます。一方で、昨年もそうですが、松阪市におきましては、報酬についてもご議論いただきたいということで、昨年、今年と、諮問をさせていただいております。報酬のご議論いただくに当たって、あわせて、期末手当についてもご議論いただけないかなということで、お願いをしているというところがございます。この、期末手当を議論するかどうかというのは、市の判断が多少あろうかと思いますが、津市、四日市市につきましては、期末手当についてはご意見をいただかないという中で、諮問をし、答申をいただいたというふうに私ども認識しております。

(高畑委員) そうしますと、津市、四日市はもうこれで確定なんですね。4.3、3.25 ということ



で。既に支給されたかどうか別にして。

(中出総務部長) ここに記載してある、いくつか引き上げを行っているところがございますけども、書かれているところは昨年内の議会において、条例を提案し議決をいただいているという状況でございます。

(高畑委員) ありがとうございます。

(会長) 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、これら資料についてのご意見・ご質問については承ったということとさせていただきます。それでは、これからこの「審議の論点について」というこの一枚の紙に沿いながら、ご意見を賜っていきたく存じます。各論点について、3つに大きく分けて、それぞれに考慮していただきたい要素が示されております。これらについては前回、資料に基づいてご説明あったところですが、前回の説明、あるいは議論を私なりに思い出して、私の考え、あるいは感じ方ですけども、ご意見いただいたところを少し振り返ってみますと、県内各市の類似団体と比較したときの現在の給与額については、どちらかというと真ん中よりも低い位置にあるというようなことだったかと思えます。これは、市長、副市長、教育長、それから議員、それぞれについてそうだったかと思えます。また、市の財政状況につきましても、堅調な行財政改革に乗って、借金は減ってきているし、貯金は増えてきている、そのような状況にあり、また、地域経済の動向について尾崎委員からご説明いただきましたが、上向きの方が見えてきているんじゃないかという理解できそうなご報告をいただきました。ただ、これからの経済の動向についてはまだ先行きが不透明なところがありますし、また市の財政状況については、税収が増えていくかどうか、見通しがちょっとわからないところもあったり、また、地方交付税について段階的に減額というようなことで激変緩和でなっていますので、今後減っていくということを見越して考えないといけない、そのようなことであつたかと思えます。そうした中で、人事院勧告、人事院勧告については直接的には一般職職員の給与のあり方について考慮すべき点、特別職については参考程度というふうに理解をしておくべきだとは思いますが、人事院勧告については改定の必要性、どちらかというと引き上げというような方向で改定の必要性が示されていた、そのような状況であつたかと思えます。これらを踏まえて、各論点どう考えていくかということなんですが、それぞれについて、1、2、3と分けて、皆様のご意見を順々に伺っていきたく思えます。では小山委員からよろしいでしょうか。まず1番の市長、副市長、教育長の給料額について、ご意見をお聞かせください。

(小山委員) 確かに、各市から見ると水準は低いと思うんですが、特に松阪市の場合はこちらにも示されておりますとおり、面積が623.66平方キロと、また東西に50キロ、南北に37キロと範囲が広いですね。

したがって特別職の方は、土曜日曜となると、本当に分刻みで行事とかイベントに参加されて本当に大変だと、私も時々同行させていただくんですが、本当にこう各市からみて低いんで、ここら辺はぜひとも上げてあげたいなという一方で、このあいだの説明にありましたように税収はなかなか伸び悩んでいる、まして、これからなお扶助費が段々こう増加していく懸念をします

と、片方では考え直してあげたいなという思いもありながら、なかなかいざ増額するにはちょっとまだ松阪市の財政にちょっとこう先行きが見えないのかなとそんな思いをしているところでございます。

(会長) ありがとうございます。では続いて高畑委員、お願いいたします。

(高畑委員) 県下の他市、ここに先ほどの資料で、津市、四日市市、鈴鹿については、報酬の引上げはなしというふうに出ているんですけど、他の市はどんな状況なのか、また、類似都市はどんな状況なのか、ちょっとそれを参考にさせていただけるとありがたいと思います。

(中出総務部長) ちょっと説明が足りなかったかもしれませんが、私どもの認識としては、報酬審議会を開かない限りは引き上げできないというふうに思っておりますので、報酬審を開かないと判断しているところは引き上げはしないということだというふうに認識をしております。

(高畑委員) そのように理解させていただいてよろしいんですね。では無しということですね。ありがとうございます。そういうのを参考にしたうえでちょっと判断をさせていただきたいと思っております。

(会長) ありがとうございます。では西原委員お願いいたします。

(西原委員) 昨年に引き続きこの審議会は参加させていただいておりますけど、昨年もちょうと申しましたけど、私ども農協というのは三重県下に12ありまして、やっぱり北のほう、四日市を中心として、あと南は南紀というところなんですけども、恐らく我々の団体以外もそういう傾向があると思うんですけど、やっぱり役員報酬なり、職員の給与ベースはやっぱり北のほうが高く、南へいけばだんだん低くなっていくという状況になるのかなというふうに思っております。

昨年も今年もこれ同じように三重県下の比較表が出ていますけど、先ほどからお話あったように、真ん中よりまだ下のほうに松阪市はどちらかというところ規模的に少し順位が低いということは言えるのかなというふうに思っています。

隣の津市さんは県庁所在地で人口も松阪市よりランクも上ということなんでしょうが、一方伊勢市と比較しますと、伊勢よりも松阪はすべてにおいて下回っているということが言えるかなと思います。ちょっとその辺のそういう地域性的の話の部分で判断するのはどうかなとは思いますが、私の個人的な考えとしては、せめて伊勢市さんに近い方向でいいんじゃないかなというふうに思っております。

(会長) ありがとうございます。では加藤委員お願いいたします。

(加藤委員) 市長さんとかの議員さんの県内と比べますと7番目とかになっていて、ちょうど半分、ちょうど真ん中ぐらいになるんですけども、職員さんを見ますと職員さんは10番目なんですよね。そういうふうな面もありますし、大きなよその市、三重県でいえば、上というか模範と

いかモデルになるような津とか四日市とか鈴鹿市さんが引き上げをされていないと。私なんかの感覚でもやっぱりあそこのほうが松阪よりはちょっと財政状況もよいかと思うようなところが引き上げてみえないと松阪が引き上げるという場合だとかなり理論づけが要るんじゃないかなというふうに思います。

(会長) ありがとうございます。では尾崎委員お願いいたします。

(尾崎委員) 前回いただいた資料を見ても、皆さんとほぼ意見は一緒なんですけども、

松阪市の職員の人件費、それと特別職の給与額等も、私なりの類似団体というのは、伊勢・桑名・鈴鹿あたりかなと自分なりに考えた上で見ても、決して高い水準ではない、というのは思っております。この前の資料の、市長・副市長の給与の比較表、年収で表してあったのを見ても、松阪市はやっぱり1番低い。桑名・伊勢・鈴鹿あたりというところが、印象的だなというのがございます。それと前回説明させていただいたとおり、景況感は決して悪くはないと。いろいろ不確実性というものはあるんですが、財政のほうも、堅調に改善傾向にあるということ踏まえれば、下げるという状況ではまずないと。ですので、今後も財政はいろいろ考えていかなければいけないということ踏まえての判断になるのかなというふうに考えます。以上でございます。

(会長) はい、ありがとうございます。では田中委員、お願いいたします。

(田中委員) やはり他の市と比較してみると、真ん中より少し下ということで、やっぱり北勢のほうが全体的に一般の企業などでも給料が高いのは当たり前という感じなので、それと、景況感的には少しずつ上がってきているというものはあるんですけども、やはりこれから市がしていかなければいけないようなものが山積みであると思いますので、もともとの報酬は据え置きで、景況感とかその辺を考えると、期末手当は0.1ぐらいを上げてもいいのではないかなと思うんですけども。

(会長) はい、ありがとうございます。では伊藤委員、お願いいたします。

(伊藤委員) 私もそこまで皆さんと意見はずれないと思うんですが、ちょっと北勢のほうが一般企業も含めて高い、ただそれを自治体さんも同じ考えを適用すべきがどうか、ちょっと税収とかかわるんだっただらば関係すべき点もあるのかな、というのが一点、それから、報酬を改定されている時期が、ちょっと松阪は直近なのかなと前回の資料で思っていて、履歴的な部分、イベント、そういう観点で、自分は知識もないんですが、例えば、松阪が本来上げていた時にも止まっていたという履歴が例えばあったとしたら、この場合そういうのを考慮して、という点も必要なのかなというのはいりました。

基本的には報酬のところを上げる上げないは、今言われた津・四日市が引き上げていないというのは気になりましたけども、ちょっと低いかと思ってはいるんですけども、それにプラス、これまでの経緯みたいな、时期的な経緯みたいなのがあったとしたら、反映してもいいのかなとちょっと考えます。以上です。

(中出総務部長) 最後に伊藤委員から少しお話があった、過去のものを含めることも検討すべきかなというところなんですけども、実はこれは昨年、久々に報酬審議会を開いたときに、ご議論をいただきました。開いてない時期と何年間のを、どうするかというご議論いただく中で、結論としては、各開いてない部分のところでは上げ下げをすることはしないということ、ご判断いただく中で、さらに、昨年度につきましては、その後、人勧も出ておりますので今回と同じように人勧も含めて、当年度分をどうするかというご議論をそのあとにいただいて、結果的に総合的に据え据え置くというご判断も昨年いただいたとこでございます。

(会長) 事務局に確認をさせていただきたいんですが、不勉強で大変申しわけないですが、これは両論併記というわけにいかなくて、審議会として一つの見解をとりまとめて答申を出す、そういう形になるんですか。

(中出総務部長) 絶対こうしなきゃいけないというルールはないんですけども、前回、副市長からも少し話がありましたけども、なかなか自分たちの給料というところがございます、議員にとっても同じだと思いますけども、自分の給料をなかなか自分で決めづらいというところがございますので、そういった観点でいうと、ここでの議論、答申を基本的には尊重させていただくという立場を市長もあるいは議員もとるというところがございますので、可能であればどちらかの方向で含めていただいたほうがいいのかというふうに感じております。

(会長) 少し皆様のご意見を伺いながら感じたところを整理させていただきますが、大前提としてやや低いところにあるじゃないかというところがあったかと思います。近隣他市と比較したときに、そう多くの給料・報酬額を得られているわけではない、もう少し上げるというような方向で考えてもいいんじゃないか、そういうことあってもいいんじゃないか、といったご意見もいただいたところだったと思います。ただそれはその問題意識は持ちつつ将来の経済の動向などを見据えながら、さらに検討を進めていく、そういうようなことでもあろうかと思います。で、現状では近隣他市が報酬については引き上げを行っているわけではないことですか、松阪市の状況としても、もう少しこう先を見据えながら、堅実な経営を行っていくべき段階にあること、そういうようなご意見を多数承ったと思いますので、もう一度繰り返しますが、大前提の問題意識としては、やや現状において近隣他市と比較したときに低い位置にある、で、将来的には引き上げていくような方向でさらに検討を進めてもらいたいというような問題意識を持ちながら、現状においては、据置ということ、このようなところに落ちつくかな、と思いましたが、いかがでしょうか。ご異論なければそのような方向で皆様のご意見、反映させながら、答申案にまとめていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

はい、それでは、また審議の論点に目を戻していただきまして、今度は2番目の議員の報酬額について、ご意見を受け賜っていきたくと思います。考慮すべき要素の(2)として、議員の職務・職責についてどう考えるか、この点については市長・副市長・教育長とは若干異なる部分もあるかと思いますが、また、これに関連して前回、ご意見があったのは、政務活動費がやや低額にあるんじゃないかというようなこともあったかと思います。そうした点なども考慮に入れていた

だきながら、この議員の報酬額についてどう考えるか、この点について、ご意見を賜っていきたいと思います。今度順番を逆にしていって伊藤委員からご意見を伺うということでもよろしいでしょうか。

(伊藤委員) 今も会長がおっしゃられたように、まず気になったのは、前回は意見が出ましたように、政務活動費の部分、これは理由というか、どういう流れなのかがあるんですけども、今の働きからしたときにはそれを感じるというところが一点、それから、報酬額に対する相对比较でいいますと、市長の議論と若干類似してくるところがあるかもしれません、それよりも少し低いのかなという感覚を…。もう一点、議長、副議長、議員というところの役割と、その相対的な差というところの観点、あまり私の知識としてないところなので何とも言えませんが、そこもあわせるとちょっと低いかなど思っております。

(会長) ありがとうございます。では、続いて田中委員お願いいたします。

(田中委員) 市長さんとかに比べると議員さんのほうが自分たちに近いという感覚なんですけども、議員数も削減されているので、仕事はおそらく増えているのかなと、予想だけなんですけども…。議員さんがどういう仕事をされているかという中身は、市のたよりぐらいでしかわからないので、前回活動回数とか教えていただいたんですけども…妥当じゃないかなと思うんですけども…。あと、議員の政務活動費というのが、県内の他の市と比べると、少ないかなと思うんですけども、政務活動費っていろいろ問題になっていますので、なるべくこのままでいいかなって思うんですけども。

(会長) はい、ありがとうございます。では尾崎委員、お願いいたします

(尾崎委員) 私は市長、副市長、教育長と、ほぼ同じように考えていいのではないかなというふうに思います。本当に、議員さんのことをそんな詳しくわかっているわけではないというのが一つありますし、逆に言えば、市長さん、副市長さん、教育長さんのことを考えるとと具体的にどこで違いをつけるかというのもちょっと、そんなにもないのかなというふうに思うので、ほぼ同様に判断していいのではないかなと考えます。

(会長) ありがとうございます。では加藤委員、お願いいたします。

(加藤委員) 私も市長さんたちと議員さんの報酬とかについては、その違い、私の考えとしてはそんなに市長さんは上げなくてもいいけどこの人たちは上げたいとか、そういうふうなことはできないので、同じように考えて一緒のように結論というか、していただいたらいいんじゃないかなというふうに思います。

(会長) ありがとうございます。西原委員、お願いいたします。

(西原委員) 政務活動費の話が出ましたけど、政務活動費はこの審議会で踏み込むべき問題なのかどうか、ちょっとどうなのかと思いますので、市長さんはじめ、副市長、教育長のときも言いましたけど、議員さんにおいても、議長、副議長、議員と、いずれをとっても伊勢市よりも下回っておるといので、私もちょっと伊勢に言うことがあるわけじゃないんですけども、せめてこの議員さんについても同じように、伊勢市に並べてみるぐらいはいいんじゃないかなというふうに思っております。

(会長) ありがとうございます。では高畑委員お願いいたします。

(高畑委員) 私はいつも、月額給与とか賞与を入れて、年収ベースで考えさせていただきたいと思いますので、当然出費のほうもそういう額になってくるわけですから、それで一つ質問させてほしいのは、今日出していただいた最後の資料、県内各市の特別職の報酬でいうこと、この資料ですね。ここに賞与について4.2、3.15というパターンが1番多いんですけども、4.2というのは人事院勧告の支給月ですね、この時点の。3.15というのが非常に数字的に多いんですが、これは何か根拠があるんですか。ひょっとしたら期末勤勉手当の期末の部分だけとか、そういうことですか。

(事務局：小山) 議員の期末手当率につきましては国家公務員の指定職の部分についてを参考にしております。指定職といいますのは、国家公務員における事務次官であるとか、外局の長であるとか研究所長などについて、職責が特に高い官職にある職員に適用される俸給表でございますが、仕事内容は全く異なるんでございますけども、議員の期末手当については、数字を使わせていただいておりますという経過でございます。今回、人事院勧告の中で指定職の支給率については0.1月上がりまして3.15から3.25というふうになってございます。

(中出総務部長) 少しだけ補足させていただきますけども、今言ったように指定職を参考にということであるんですけども、これは勤勉手当相当が入っていないというところで、この差が出ているというところがございます。期末があつて勤勉が入っていないということです。もちろん議員につきましては、通常の議員であれば、1年中、こちらのほうに来て議員活動しているということではございませんので、日数なども勘案の上、そういった形で、ほとんどの市がやっているというような状況だというふうに思っています。

(高畑委員) ということであれば、やっぱり議員さんも、市長、副市長、教育長に足並みをそろえ、という言い方は変かもしれませんが、ちぐはぐにするのはやっぱりそうなるとおかしいかと思えますね。以上です。

(会長) ありがとうございます。では小山委員お願いいたします。

(小山委員) 私たち連合会でも4、5年前に議員さんの報酬の減額を要望しておりまして、たしかそのときは1,000円ほど減額していただいたかなという記憶はあるんですが、したがって、連合

会長さん、すべて、自分のことを言うのは失礼なんですけど、だいたい 200 日ぐらいは年間で出席させていただいて、ほとんどボランティア、もう 99%ボランティアなんですけど、そういうことを皆さん、445 自治会あるんですけど、連合会長さんすべて、もうボランティアなんです。そういう中でこの議員さんの報酬の議論になると必ず、上げてあげたって、活動はかなり議員さんそれぞれしてみえるんですけど、当然他市から見たら少ないのは事実で、上げてあげたいんですけど、そういう活動を連合会長さんに話をすると、とてもじゃないと、という意見が出ていますので、あえてここで私の立場としては、現行のままでいっていただきたいのが本音ということで、させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(会長) はい、ありがとうございます。皆様からご意見いただきました。基本的には大筋、市長・副市長・教育長と同様に考えるべきではないかということだったと思いますので、この点、答申でも同様の書きぶりで検討していただければと思います。それで異論なければ、そういう方向で答申案をとりまとめていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

#### 賛同の声有り

(会長) はい、ありがとうございます。

では、論点の最後になります。市長と及び議員の期末手当支給率についてです。

これについてもまた、皆様からご意見を伺ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。では、最初に小山委員からお願ひいたします。

(小山委員) 人事院勧告に基づいて、他市も、まだ議論が出てないのに報酬の改定なしに、決まっているところでは 0.1%上積みしていただいておりますので、当市もできれば人事院勧告に伴って上積みしていただけたらいかかなと、こんなふうに思いますのでよろしくお願ひします。

(会長) ありがとうございます。では続いて高畑委員お願ひいたします。

(高畑委員) 人事院勧告というのは本来、俸給表を見ると、平均 0.2%アップとか言っても実際には等級の高いところというのはほとんど上がってないのが事実ですよね、皆様総務給与係の方ばかりなのでご存じだと思うんですけども、ただこの賞与に関してはそういう面でいくと、平等に上げるみたいなのところがありますので、やはり 0.1 アップでいいんじゃないかと、このように思います。

(会長) ありがとうございます。西原委員お願ひいたします。

(西原委員) 私も、その人事院勧告もここ数年上がり気味ということですので、先ほどの特別職の津市さん以下 0.1 プラスになっているということで、そういう方向でいいんじゃないかなというふうに思います。

(会長) ありがとうございます。加藤委員お願いいたします。

(加藤委員) 私も人事院勧告に基づいてプラス 0.1 でいいと思います。皆さんが本当はもうちょっと給与・報酬も上げたいんだけど、それは上げれば、よそが上げてないのに上げることになるし、それから理由もいるし、それで、恒久的というか、来年にも引き継ぎますけど、手当は単年度ですので、ここでやっぱり、本当はちょっと出してあげたいところなんですけどそれもちょうとできませんので、皆さんと足並みをそろえて 0.1 ということでお願いしたいと思います。

(会長) ありがとうございます。尾崎委員お願いいたします。

(尾崎委員) 皆さんと同様に 0.1 プラスということで、よろしいかと思います。以上でございます。

(会長) ありがとうございます。田中委員お願いいたします。

(田中委員) 私もやっぱり 0.1 上積みでよいと思います。企業としましても、なかなかアベノミクスでいろいろ給料上げろとおっしゃいますけど、給料を上げるとボーナスもそれに連動して増えてきますので、でも、その時の業績に応じて期末手当に準ずる賞与なんかは決められますので、景況なども少し上向いているかなという部分がありますので、やはり 0.1 ということでお願いしたいと思います。

(会長) ありがとうございます。伊藤委員お願いいたします。

(伊藤委員) 私も皆さんと同様で、人事院勧告の数字が適正ではないかと思います。以上でございます。

(会長) では、この論点についてはとりまめるまでもなくご意見が一致しておりましたので、答申案の方向としても 0.1 月分引上げということで案を示していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

論点について一通りご意見をいただき、また、答申の方向性のようなものも見えてきたかと存じます。全体を通して何かご意見ご質問、おありの方いらっしゃいますでしょうか。

(伊藤委員) 私、最初のところの意見で、歴史的な、過去の経緯みたいな話をさせてもらったんですけど、今年何名か、私も含めて、少しは報酬のほうを上げて、という感覚の意見が何点か出たと思いますが、合わせ技ではないんですけども、来年がこれと同じ状況なら掛ける 2 になるのかなというそんな感覚を、来年度、今年は△のところを×で行ったと、△・△、足して○じゃないけど、メンバーが私ちょっとどうなるのか全くわかってないんですけど、そういう部分も必要なかなと思いました。



(会長) はい、ありがとうございます。この審議会の性格としては、やはりこう、各年度ごとに性格の違う新しい審議会として検討するのか、それとも前年度からの議論を引き継ぐような形で審議・検討するのが適切なのか、そのあたりのことはどのように考えるのがよろしいですか。これは単年度ごとに委員の委嘱があって、諮問を受けてということですから、基本的には各年度独立して審議ということではあるとは思いますが。

(中出総務部長) 基本的には、今おっしゃられたとおりだと思っています。その時々状況に応じて、諮問をさせていただくということですので、一つ一つ独立するということだと思っておりますけど、もちろん伊藤委員のおっしゃる意味もわかりますので、それは審議の中で、どの程度加味していくのかという議論はさせていただいていいかと思いますが、基本的にはその年に諮問されたものについて考えていただくというのは、基本的な方向かなというふうには思っております。

(会長) わかりました。答申としては結論としては据え置きということにはなるとは思うんですが、ただいま伊藤委員からご意見いただいたように、引き上げ検討してもよいんじゃないかという意見が複数あったということも事実ですので、次年度の審議会が、もし委嘱があって、市長からの諮問もあった、という場合には、前年度の審議会でもどのような意見があったかということもぜひ引き継いでいただいて、それをもとに次年度の審議会において審議・検討していただく、そうしたことをぜひお願いできればと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(小山委員) その他でちょっと、実は、政務調査費はここへは出でこないのですが、あえて、各他県では政務調査費の扱いについて、かなりこう議論になって話題になっていると思うんですが、実は私たち連合会も政務調査費はどのように使われているのか、内容すらわからないな、という話なので、できればここに資料があれば、こういう使い方をしている、例えば議員さんは、要望書を出して調査することもできるんですが、政務調査費をここで議論すべきなのか、それとも別の問題なのか、そこだけちょっとお聞きしたいのですが。

(中出総務部長) どういうものに使われているかというのは、この場では用意してございませんので、ご説明できないということになります。1回目の資料で、どれぐらいの額が支給されているのかというものはお示しさせていただきましたが、これはあくまでも参考にとということでお示しをさせていただきました。

なかなかこの審議会の中で議論するのは非常に難しい面があるかと思っておりますので、また別のところでも、議論するのであれば、していただいたほうがいいかなと思います。なかなか報酬との関係で議論するのはなかなか難しい面があるかなというふうに思います。

(高畑委員) あえてちょっと一つ教えてほしいですけど、これを見ていると、松阪市の場合は、年度当初に一括して交付するということですが、個人に交付されているんですか。前の資料の6ページですが、他の市ではよく所属会派に交付とか出てくるんですけど。

(中出総務部長) 正確には今確認させますけれども、私どもの認識としては会派に交付をされているというふうに認識しております。一人 30 万円分を、例えば一つの会派で 5 人いれば 5 倍するという、そんな形で交付をさせていただいているというふうに認識しております。

(小山委員) 要するに報酬審議会の対象外でよろしいんですね。かなりずっと心に残ってしまって、私たち会議をすると、常任理事が 45 人いるんですが、445 自治会の中に。テレビで報道されます度に、政務調査費でどんなに使っているのかとか、松阪も不正がないのかとかいう話になるんで、ちょっとあえてここで議会のことを聞かせていただきました。ありがとうございます。

(中出総務部長) もし差し支えなければということなんですけども、実は今日お配りした最後の資料で、「県内各市の特別職の報酬・手当等について」という 1 枚の紙がございます。その中で 1 番右のほうに、どこも報酬を上げてないんですけども、期末手当を引き上げたところについて、28 年の 12 月に遡及したというところがございます。そういう意味では松阪市においては、どうするかというところもあるんですけども、これは昨年度もご議論はいただいておりますけども、松阪市の場合は、報酬の引き上げ引き下げ、あるいは期末手当の引き上げ引き下げ、これに関しては、議会の議決をいただいたその次の 4 月からということで適用させてきていただいております。そういったことでずっと市長、副市長あるいは議員のご理解もいただいてやってきたということがございますので、28 年 12 月に遡及している市もありますけれども、差し支えなければ、これまでどおりの取り扱いということで 29 年の 4 月からということでお願いできないかなというふうに思っております。

(会長) というお話でしたが、いかがでしょうか。よろしいですか。

賛同の声有り

(会長) では、従来通り 29 年 4 月から適用ということで取り扱いさせていただきたいと思います。

(事務局：若山) 先ほどの政務活動費のことにしましては、年額 30 万というのは、基本的には会派のほうに振り込まれているということで、会派に属さない議員の方に関しては個人のほうに振り込まれるというようなものでございます。政務活動費にしましては松阪市議会政務活動費の交付に関する条例、あるいは規則というもので決められておまして、使用使途の基準というのも規則によって決められてございます。例えば海外旅費に関しては基本的には含まないというような規定、あるいはそのものの使途によって、議員の皆様方が事務局にこれは使ってもいいのかどうかというような形の問い合わせがあって、事務局で逐次指導をしているというようなものでございます。全体の費用としては 840 万ほどということでございますけども、だいたい 50 から 60%ぐらいの、時には 70%になるときもありますけども、それぐらいの使用率ということでございます。当然ながら切符等は領収書が出ませんが、その他領収書の出るものにつきましては、報告書とあわせて領収書の提出を義務づけておまして、報告書によって 30 万、満額使わない場

合は返金をしていただいているというようなことでございます。

(会長) はい、ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。何か補足していただくようなことがありそうですか。

(刀根議会事務局次長) 議会事務局の次長の刀根と申します。よろしくお願いします。

政務活動費の基準に関しましては、海外出張のことを今言われてみえたと思うんですが、特に今のところ禁止するような規定にはなっておりませんが、一応申し合わせというか、三重県市議会議長会のほうで、そこら辺の出張については自粛をするという申し合わせという形で、今のところ海外出張は行っていないというのが実情ではございます。補足としては以上でございます。

(会長) ありがとうございます。

(小山委員) 先ほど言われたように、全額使わないと返されるパーセンテージというのはあるんですか、年間だいたい。例えば100%出ているものに30%ぐらい返還されていますよとか。100%ぐらい使われているのかいないのか、という、そこら辺もちょっと知りたいんですけども。

(刀根議会事務局次長) 使用率につきましては、24年以降、執行率は50から70ぐらいの間で推移はしています。50ちょっとになったりとか、70いくつになったりとかそういうのはございますけども、全額使っている状況はございませんでして、残った分については返還はいただいているというような状況でございます。今のところ使っていただいているのは、資料代とか消耗品とか、視察とかで使っていただいたりとか、そういうのでおおまか使っていただいて、先ほど若山補佐からも言っていただきましたけども、事務局で規定がございまして、使途基準というのがございますので、それに合っているかどうかというのは、こちらでも一応判断させていただきまして、あまり、グレーとか、当然黒いものについては使ってもらおうと具合が悪いというようなことで、指摘はさせていただいたりとかそういうことで、現在はやっておるといような状況でございます。

(小山委員) そうすると、例えばですね、会派でどこか研修会へ行かれますじゃないですか。そうすると、旅費は、先ほど出ないって言われたじゃないですか。

(事務局：若山) 海外を除く、です。

(小山委員) 海外だけですか。国内は出るわけですか。その旅費代は使えるということですね。ありがとうございます。

(会長) 次回は、今回の議論を踏まえて答申案を作成していただいて、その答申案について審議をするということですね。ではまた次回、朝早い時間ですが、ご参集をお願いしたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。では本日の審議会はこれで終了とさせていただきます。

熱心なご議論ありがとうございました。